

違憲訴訟みやざきの会

ニュース

発行：安保法制違憲訴訟みやざきの会
No.5 2020年10月12日
〒880-0872 宮崎県宮崎市永楽町182番地6
弁護士法人えいらく法律事務所
TEL:0985-23-1355 FAX:0985-23-1356
<https://anpoikenmiyazaki.jimdo.com/>
anpo.iken.miyazaki@gmail.com
<https://www.facebook.com/ikensoshomiyazaki/>



2020年10月2日（金）に第12回口頭弁論期日が行われました。
原告6名と証人3名の尋問内容をお伝えします。

半田滋さんの証言



新安保法制以後の自衛隊の変貌、米軍武器防護、共同訓練、自衛隊の海外派兵（中東での有志連合への貢献）、攻撃的武器保有の実態、最近のイージスアショ

ア断念と「焼け太り」ともいふべき「敵基地攻撃能力保有」について立て板に水のごとく述べられ、迫力あるご証言。

前日1日の前橋地裁判決が、半田さんの証言を聞いているのに、戦争巻き込まれの具体的な危険性なしとしたことについて「10年ごとに戦争をしている米が今後戦争あるいは武力行使をしないなどということはありません、新安保法制があることで、日本に直接関係ない戦争に巻き込まれることは必定」という判決批判を力強く証言。

今井高樹さんの証言



改正PKO法による駆け付け警護の非現実性と危険性、武力による介入がいかに関海外NGO活動の妨げになるか、これまで日本国憲法9条による平和国家日本のイメージが海外活動の後ろ盾となり活動を守り海外邦人を守ってきたこと、新安保法制がそれを決定的に破壊してしまうことを、具体的な事実をもとに懇切丁寧に証言。

飯島滋明さんの証言



自衛官や海外NGO関係者への直接聞き取りを踏まえ、自衛官、戦争体験者、医療、建設関係者、その他の労働者、母、祖父母などを例示して、平和的生存権が具体

的な権利であり、人格権と結びついたとき個々人によって具体化され豊かで具体的な内容になること、13条の幸福追求権の基盤となるのが平和的生存権であること、比較法的に見ても本件で司法が憲法判断をしないことはあり得ないし許されないこと、例えば米ではトランプ大統領に指名された裁判官がトランプ大統領の政策決定に堂々と多数の違憲判決をだしていること、日本の憲法9条に関連する判決は国連に報告されその評価を受けること、ここでしっかり違憲判断をすれば、それは「国家実行」として国際法上の役割を果たすことなど熱く証言。

原告本人尋問

午前中実施された原告本人6人の尋問も、それぞれがその固有の立場から短い時間ながら濃密な尋問を展開できたと思います。

トップバッターの元裁判官（元福岡高裁宮崎支部長、鹿児島地裁所長）海保寛さんは、本件の本質は「解釈改憲」を司法が認めるか否かであり、これまでの9条をめぐる裁判とは本質的に違ふと述べ、突き詰めれば国民主権の問題に行きつくはずと言いました。そしてあるべき裁判官の態度について、ときの政府に左右されず「愚直に、法解釈を突き詰める」べきと、前にいる裁判官に直球を投げるお話。

新田原基地近くの住民である佐川さんは、新田原基地が米軍に利用され、日米訓練もレベルの違うものが実施されているのに、弾薬庫にある弾薬が何か、訓練がどんなものか内容が住民に知らされない実態を示したお話。

母として、子ども達に平和な社会を残していきたいと、そのために勇気を振り絞って原告になったNさん。

新型コロナ禍で1日一食で暮らす学生の支援をし、個人を大事にし平和な社会を求める若者の声を代弁する白江さん。

海外人道支援活動をするお身内の安全を心配し、自らもネット右翼からのいじめに屈することなく子ども達に自由の大切さを伝える活動をしているYさん。

満州からの引き上げ体験から平和を人生のテーマとし、戦争巻き込まれの危険だけでなく、今の社会の空気が戦前であると恐怖を訴

え、安保法制を辞めさせなければ後世に言い訳がたたないと声をあげた永野さん。

新安保法制反対の県民集会を1000人規模で実施したエネルギーをもとに、279名（賛同者含めると300名超え）の原告が憲法9条の解釈改憲の違法・違憲を問うこの裁判は間違いなく「歴史的裁判」です。

10月20日の期日では原告15名の尋問が行われます。
主役は原告の皆様です！がんばりましょう！
コロナ対策をして多数ご参加ください！



今後の予定

第14回結審

2021年1月6日（水）午後2時半～3時半